

## 島田市徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、徘徊高齢者の家族等が安心して介護できる環境の整備を図るため、徘徊高齢者みまもりあいシステムを利用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徘徊高齢者 市内に住所を有する65歳以上の在宅の者であって、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。）により徘徊するおそれがあると認められるものをいう。
- (2) 徘徊高齢者の家族等 徘徊高齢者の配偶者及び6親等内の親族であって徘徊高齢者を現に介護しているもの並びに成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 徘徊高齢者みまもりあいシステム 徘徊高齢者を保護するために、個人を識別する符号が記載されたステッカーを利用して、保護した者及び徘徊高齢者の家族等の個人情報保護するための措置が講じられた状態で通報をするためのシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、徘徊高齢者の家族等であって、当該徘徊高齢者に係る徘徊高齢者みまもりあいシステムの利用の契約をしたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、徘徊高齢者みまもりあいシステムの利用を開始する際に支払った入会金及び年会費（以下これらを「利用料」という。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、5,600円を限度とする。

2 補助金の交付は、徘徊高齢者1人につき1回とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、利用料を支払った日から起算して90日を経過した日又は支払った日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名



電話番号

徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

徘徊 高 齢 者	住 所	郵便番号		
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	申請者との続柄	
	徘徊の状況			
利用料等支払日	年 月 日			
利用料等の額	円			
交付申請額	円			

同意欄

当該申請に係る情報を当該者が居住する地区を担当する地域包括支援センターに提供することに同意します。

申請者氏名



高齢者氏名



(注) 補助対象経費に係る領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市徘徊高齢者みまもりあいシステム利用料補助金交付要綱を遵守すること。